

# 「鶴塚」古墳の検出と岡崎御幸の道筋

丸川 義広

## 1. はじめに

財団法人京都市埋蔵文化財研究所では、1991年秋から約1年かけて京都市左京区岡崎最勝寺町の岡崎グランドにおいて地下駐車場建設に伴う発掘調査を実施した。ここは六勝寺の1つ「最勝寺」の比定地にあたり、関連する遺構の検出が期待された。しかし調査地内では最勝寺の遺構は検出できず、かわって縄文時代中期から古墳時代の初めまでの遺物を含む大規模な自然流路を検出した。六勝寺関係の遺構としては、この自然流路の上面で二条大路末に関係するとみられる地業遺構を2条確認し、白河の条坊を復原する上で定点となりうる成果を得ることができた。

この調査では、上記した地業遺構の西延長位置で古墳の周溝を2基分検出した点も特記できる。しかも2基の古墳が、「鶴塚」と俗称され、1955年まで同グランドに存在した後高倉太上天皇の陵墓参考地の下層に位置することが明らかとなった。鴨東の白河に街区が開かれた頃、二条大路末に接して古墳が存在したことが判明したのである。

白河の条坊復原と六勝寺の配置をめぐっては、上皇が平安京内からここに御幸した際の道筋を記した貴族の日記をもとに復原・研究されてきた。しかし、史料の中には二条大路末を迂回する不自然な行程があることが予てから指摘されており、調査で検出した古墳は、それらの疑問を考える上で重要な知見となった。

本稿では、まず調査で明らかとなった古墳の内容を整理し、鴨東の遺跡分布の中での位置付けを行なう。次に白河御幸の道筋を貴族の日記から復原し、古墳の存在が行程にどのような影響を与えたかを検討する。最後に、江戸時代の地誌から鶴に関する伝承を整理するとともに、白河・岡崎における御陵治定の経緯についても言及する。

## 2. 岡崎グランドの鶴塚の調査

①1955年の鶴塚の調査 当研究所が実施した発掘調査の内容を記する前に、1955年に鶴塚を対象に実施された発掘調査について記しておこう<sup>(1)</sup>。この調査は、グランド内に塚が存在するため運営上支障をきたすことから、塚を調査し移転させることを目的に実施されたものである<sup>(2)</sup>。調査の対象となった鶴塚は、後高倉太上天皇の御陵参考地であり、宮内庁が管理するところとなっていた。調査は末永雅雄氏が宮内庁の委託を受け、1955年7月1日から7月20日まで実施されている。

報告によると、調査前の塚は南北に長い長方形で、封土の高さ2.5m、南北13.5m、東西8.2mあり、塚上に松樹5本が茂り、周囲には石垣と櫓の生垣がめぐる状況であった。調査の方法は、幅1m弱のトレンチを7本、墳丘各部に設定し、断面観察を中心に進める方法が採用された。墳丘

を構成する封土は3層からなること、墳丘の中央部には楕円形（長さ5.50m、幅3.20m、深さ1.0m）の掘込み部があること、その埋土は黒色土からなり、内部には木炭片・土師器・弥生土器が包含されることが判明した。掘込みは、図で「主体部」とされるものである。掘込み部に接し東北で円形の小坑があり、ここから瓦器が出土した。この小坑は「掘込み部」に伴ってつくられたとみて間違いはない」と報告されている。層序の確認は果たせないが、瓦器は盛土の以前に入れられたとみるべきであろう。

この調査の際、その東南約80m、運動場の東南隅にあった「秘塚」も発掘調査されている。こちらは後高倉太上天皇の皇女利子内親王の御陵参考地とされていたもので、封土の高さ0.75m、南北の長さ7.5m、東西3mの小規模な塚であった。ここでも同様の盛土の堆積と掘込み部、小坑を検出し、小坑からは五輪塔の水輪などが出土した。

報告では、2つの塚に見られた掘込み部と小坑を人為的なものとみなし、「一応墳墓か、それに関連を有する施設」の可能性が指摘されている。しかし鎌倉時代の火葬塚とする積極的な形跡は見出せず、火葬塚と断定することは留保した内容となっている。なお両塚は、調査終了後に削平され、京都市伏見区深草本寺山町月輪南陵下に移転され今日に至っている<sup>(3)</sup>。

②岡崎グラウンドの発掘調査 発掘調査は1991年9月より1992年9月までのおよそ一年間、グラウンドのほぼ全域にわたり実施した<sup>(4)</sup>。先に南区から掘り進めたところ、敷地の東半で北から南に蛇行する大規模な自然流路110を検出した。全体の規模は幅25m、深さ1.5mあり、南北およそ110mにわたるが、一時的な流れの規模としては幅3～5m程度である。

流路の堆積層序は、下層が流速の早い状態に伴う砂礫層、上層は河道が放棄された後に堆積した泥土層である。流路の最上層は六勝寺の時期の瓦が含まれるので、長く湿地状態が続いた後、平安後期になって再開発された際、低湿地が整地されたものといえる。

流路肩口に堆積した層から縄文土器が出土した。中期前半の船元式に属するものが多いが、後期後半の北白川上層式、晩期の船橋式も含む。流路の主体となる時期は庄内式併行期である。土器は磨滅した形跡がなく、周辺から投棄されたことを示す。近くに集落遺跡が存在することは疑いえない。

流路内では、北区で木材の集積した遺構を検出した。木製品の未製品を含み、仮保管のような性格が考えられる。また、南区では堰を検出した。流水を制御するためのものと見られるが、全体の構造は不明である。流路埋土からは木製品も出土しており、とくに琴状の木製品は類例

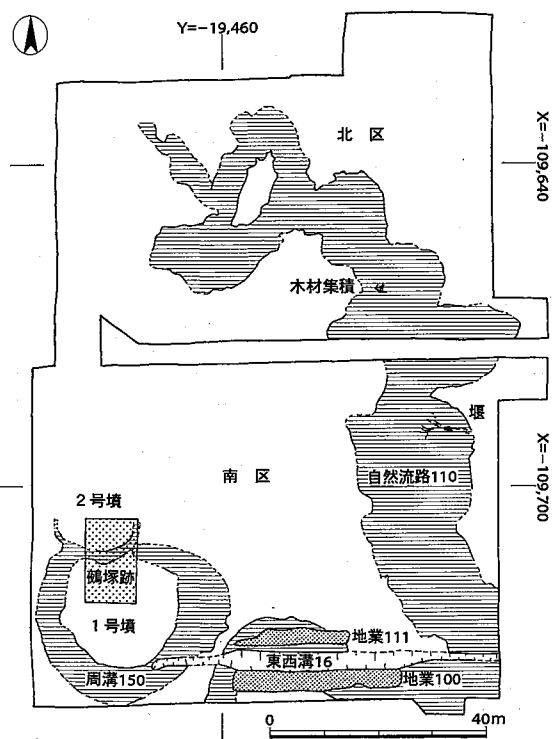


図1 主要遺構の配置図（註4より製図）

の少ない遺物である<sup>(5)</sup>。

自然流路110の南端において東西方向の地業遺構を2条確認した。北側を地業111、南側を地業100と名付けた。ともに礫が多量に用いられた遺構で、自然流路110の上部にのみ残存する。沈下を防ぐ目的でこのような工法が取り入れられたと考えられる。両者の中央には東西溝16があり、ここから多量の瓦が出土した。2つの地業と中間の東西溝の性格が問題となるが、現状では北側の地業111を二条大路末の北側築地跡、地業100を大路路面の補修跡、中央に開削された東西溝16を二条大路の北側溝と考えている。しかし、築地が2時期にわたる場合も想定でき、この場合は、地業110と東西溝16が埋められた後、地業100が構築されたと考えられる。このように、遺構の性格をめぐってはなお検討の余地があるが、白河の条坊復原にとって定点となる遺構であることに変わりはない<sup>(6)</sup>。

③「鶴塚」と古墳痕跡 南区西半で円形にめぐる溝（周溝150）を検出した。形状から古墳周溝と考えて良いものである。周溝150の北端はハの字状に広がる。古墳が2基あったことの証左である。周溝の全周する南側を1号墳、保存の悪い北側を2号墳とした。1号墳は径約20m（周

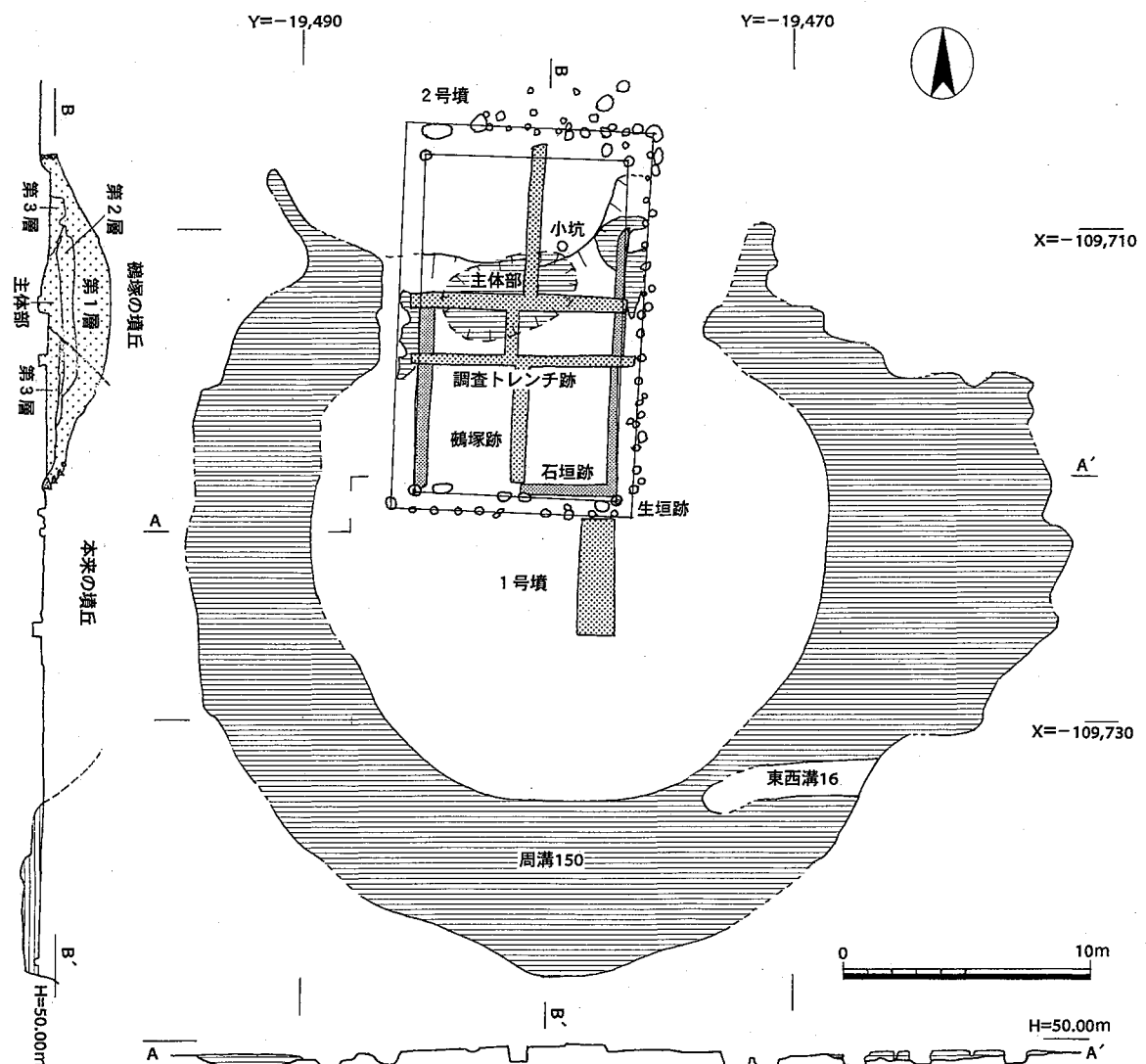


図2 鶴塚と古墳周溝の関係（註1第3図を調整し作成）

溝心々では径28m)の円墳、2号墳も径12~13mの円墳に復原できる。周溝の切り合いは1号墳が古い。1号墳の周溝は幅6~10m、深さ0.5mある。

2基の古墳周溝の中央部で「鶴塚」の痕跡を検出した。ここは周辺よりやや高い状態で遺構面が残存し、周囲に石垣の抜取り痕跡と生垣の痕跡を示す小穴群、並びに1955年当時の調査トレンチ跡を検出した。石垣跡は南北13.9m、東西8.5mの規模があり、四隅には花崗岩の境界石が残る。外側の生垣跡は南北15.6m、東西10.2mある。調査トレンチ跡は報告書に示された配置とよく一致する。さらに、1955年の調査で「主体部」と報告された掘込みが、1号墳と2号墳の周溝が切りあう箇所に該当することも判明した。部分的な調査であったことから、周溝を古墳主体部と判断されたい。

古墳周溝と鶴塚の関係を整理すると、長方形に区画された鶴塚の墳丘は古墳周溝とは正しく重複せず、ちょうど2基の間を占地する(図2)。古墳が後世の墳墓に転用される場合、墳丘中央部を利用するのが常であるから、これは非常に不自然なことである。2基の谷間に位置することは、低い箇所に別の墳丘を築いたとみるべきである。本稿のはじめでは、古墳が近年まで保存されてきたように記したが、実際は古墳を利用して築かれた新たな墳丘が近年まで残存してきた、と理解した方がよい。

次に、墳丘の細部を検討する。報告書では墳丘断面図があまりにも大概な表現であるため、盛土の細かな単位は描かれておらず、構築の具体的手順を知るにはやや情報不足の感がある。というのも、横穴式石室をもつ古墳とそれ以前の古墳では、盛土の順序や方法が異なるからである<sup>(7)</sup>。横穴式石室をもつ古墳では、封土は横穴式石室を覆うため中央部が高い層序となる。これに対して、前期・中期の古墳では水平方向の細かな盛土単位が観察されるのが常である。盛土を細部まで記録することは、古墳の成立時期を考える上で有意義な記録方法なのであるが、報告では概すすぎてそこまで判別できない点は惜しまれる。しかし、逆に古墳を利用して新たな墳丘が造られたなら、こうした層序であっても矛盾ない。むしろ、鶴塚の断面図はその可能性を示すものであろう。

墳丘を構築し直したとすると、年代を推定する上で重要なのが墳丘下から出土した瓦器である。報告書によると、瓦器は掘込み部に接した小坑から出土している。小坑は掘込み部と同時期と想定されているので、墳丘が盛られる以前に瓦器がもたらされたことは確実である。瓦器の年代から12世紀以降に墳丘構築がなされたとみてよからう。

ところで、検出した古墳には主体部の痕跡がない。周溝が残存する場合、横穴式石室をもつ古墳であるなら、石室掘形の一部が残る場合が多い。それが検出できないことは、木棺を直葬するような主体部であったと考えられる<sup>(8)</sup>。

④周溝150の出土遺物 つぎに周溝150から出土した遺物について記す。周溝150の層位は、第1層(厚さ30cm)・第2層(シルト、厚さ10cm)・第3層(厚さ50cm)・第4層(墳丘裾にあり、厚さ30cm)に分層できた。第2層のシルトを境に上下に明瞭に分かれる。

これらの層からは、3世紀後半~4世紀前半(庄内式併行期)、6世紀中頃(古墳築造の時期)、

9世紀後半（平安時代前期）、12世紀（六勝寺の時期）の遺物が出土している。出土遺物の概要は、『平成3年度京都市埋蔵文化財調査概要』で報告しているため、ここでは地点別の出土傾向を検討する。

庄内式併行期の土器は、周溝掘削と墳丘構築に際して東側の自然流路110埋土がここにもたらされた結果と判断できる。

6世紀に属する遺物には須恵器、土師器と滑石製紡錘車がある。これらが「鶴塚」1号墳に伴う遺物である。須恵器には、杯身・杯蓋・長頸壺・直口壺があり、陶邑古窯址群のTK10型式、6世紀中頃の年代が与えられる。土師器には甕がある。ただし、須恵器、土師器の甕や壺の破片には平安時代のものと判別がつかない個体も含まれる。

紡錘車（図4）は表面が黒褐色を呈す。直径3.95cm、高さ1.7cm、重さ36gある。両面に7つの鋸歯文が線刻される。鋸歯文の施文は、まず山形の割り付けを行ない、次いで内部を斜線で埋めていく<sup>(9)</sup>。斜線の施文順序は、鋸歯文を山形に見立てた場合の右上り→左上りの順で行なう。斜線の本数は4本から8本まであり、平均6本である。以上の特徴は両面で共通する。

平安時代前期の土器には土師器（杯・皿・高杯・甕）・須恵器（杯身・杯蓋・鉢・甕・瓶子）・黒色土器（碗・壺）・緑釉陶器（碗・皿）・灰釉陶器（碗・皿）などがあり、量としては最も多い。後述する墨書土器2点もここに属する。これらの土器は、古代の土器研究会による編年案<sup>(10)</sup>の「平安京Ⅱ期中」を中心とする。

次に、層位ごとに遺物の出土傾向を検討する（図3）。第1層には、3～4世紀、6世紀、9世紀、12世紀の遺物を含む。3～4世紀のものはほぼ全域に、6世紀のものは西側に多いが東側にもみられる。9世紀のものは東側に多く、南・西側でも出土している。12世紀のものは南西から東側にかけて均等にみられる。第1層は人為的に周溝を埋めた層であり、

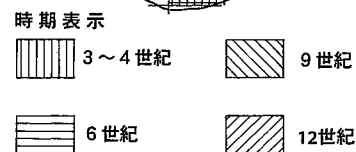
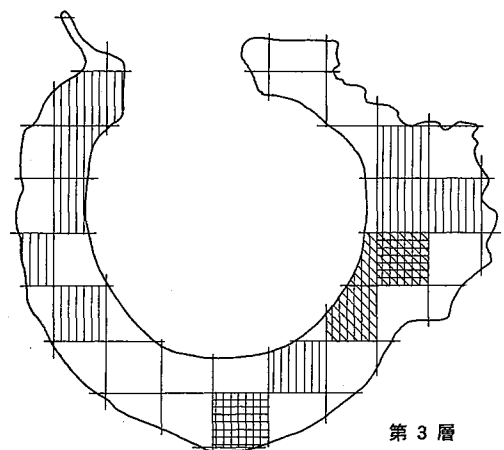
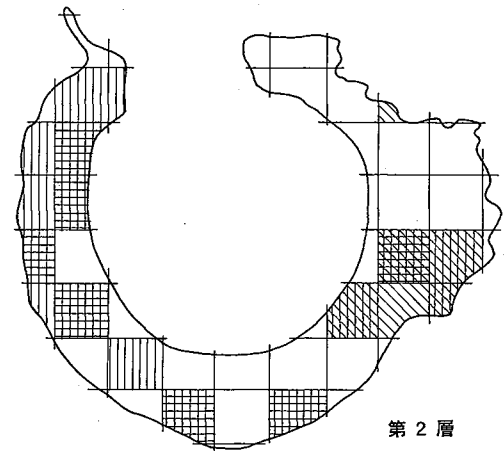
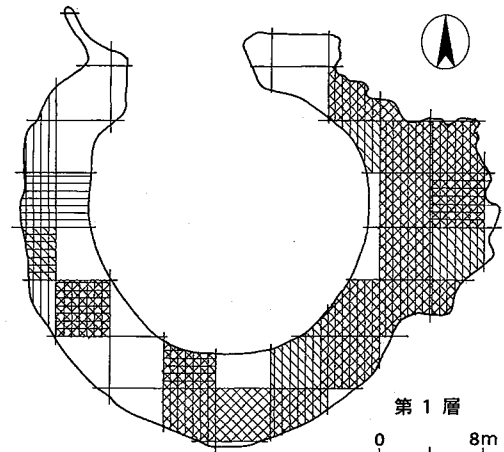


図3 周溝150出土遺物の内訳

12世紀までの遺物を確実に包含することがわかる。第2層は周溝中位に堆積したシルト層で、明瞭に判別できた層である。西側と南側では3～4世紀と6世紀のものが、東側では9世紀のものが含まれる。墨書土師器高杯はこの層から出土した。第3層はシルト下層で、3～4世紀のものが全般にみられるが、6世紀のものも南・東側で少量みられる。9世紀のものも一部にみられるが、これらは調査時の混入品とみられる。なお、第3層下には周溝150Bとした第4層が墳丘側のみにある。底はテラス状を呈し、6世紀の遺物を含む。

周溝150から墨書土器が2点出土した。1点目は土師器皿の底部外面に墨書するもので、既報告(註4)では「小泉」と判読した。しかし、後述する墨書高杯の内容をからみて、1字目は「寸」や「寺」、2字目は「宗」や「衆」の可能性があり、「寺衆」といった寺院に<sup>(1)</sup>関係した墨書と考えられる。

2点目は土師器高杯の杯部内外面に墨書をするもので、現存長12cm程の破片である。内面は中心から口縁部に向かって放射状に墨書し、「曲麻呂」「金泉之寺」「榮妙」などが判読できそうである。墨書の重複する箇所もあり、習書したものとみられる。外面に施された墨書は例を見ないものである。現在、表面の墨痕は淡く、そのままでは判読できないが、赤外線テレビを用いて観察すると、二重枠線の正方形の囲みがあり、それを田字形に区画する。区画内には1字づつ墨書があり、右上から「金」「泉」「之」「寺」とそれぞれ読めそうである。「金之寺泉」は内面に同じ墨書がある。二重の枠線内には珠文風の墨痕があり、その外側には渦紋状の文様がある。これは唐草を表現したようにみえる。枠線と珠文、そして唐草風の文様は、軒瓦の文様構成に類似する。

墨書にある「金泉之寺」は、寺号とみるのが妥当である。したがって、これは白河に街区が形成される以前にこの付近に存在した寺院名を指すとみられるが、調査地内では該当する遺構・遺物は認められなかった。現在、この寺号をもつ寺院は確認できておらず、その割りだしが急がれる。

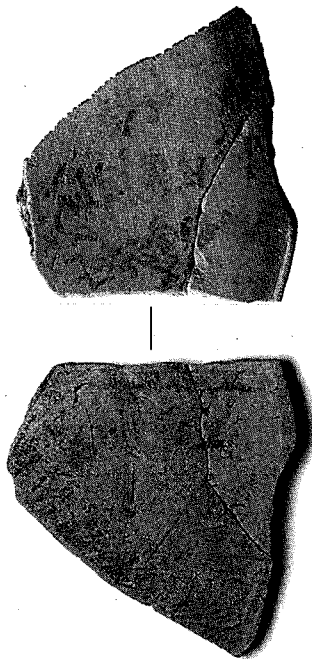
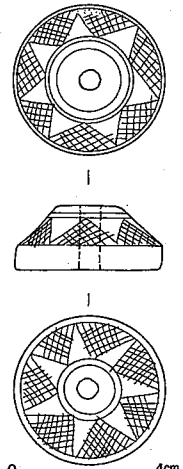
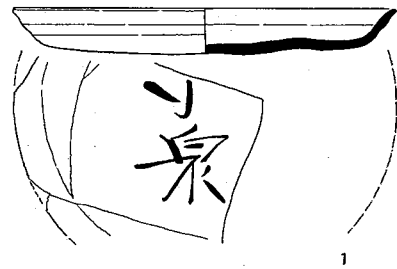


写真1 墨書土器

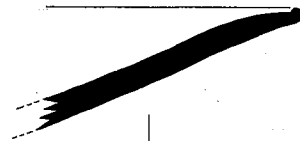


0 4cm

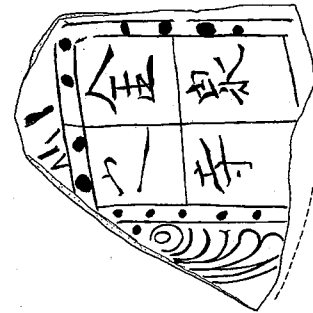
図4 紡錘車  
(周溝150出土)



1



2



0 10cm

図5 周溝150出土の墨書土器

岡崎グラウンドの近傍に平安時代の前期段階で寺院が存在したとすると、それは杉山信三氏によって近年提示された、いわゆる「平安京外京説」<sup>(12)</sup>との関連で注目すべき事項である。この説は、平安京の左右外京、つまり岡崎と太秦には遷都当初から二条の古道を介して外京域が形成されていたという説である。右京の外京域では二条大路を挟んで南北に合計四坊が配され、太秦広隆寺は右京二条六坊三保を占地する。一方、岡崎においても二条大路を挟む四坊とその東に法勝寺の寺域二坊分が付設される。調査した岡崎グラウンドは左京二条六坊四保となり、ちょうど太秦広隆寺を東に折り返した地点に該当する。杉山氏はさらに進めて、検出した地業遺構を平安時代中期に遡る可能性を示しておられるが、調査地内に六勝寺造営以前の寺院が存在した形跡はない。しかし、ここで紹介した墨書土器は、こうした問題を考える上で重要な遺物であることに変わりない。

⑤鴨東の遺跡分布と「鶴塚」古墳の位置 洛東における古墳分布は、最近刊行なった『京都市遺跡地図台帳』(京都市文化市民局 平成8年3月)によっても極めて粗い。一乗寺に向畑古墳があり、それより南約2kmの北白川に池田町古墳群、追分町古墳が知られる程度で、それより南約3km離れて將軍塚古墳群が位置する間に顕著な古墳は知られていない。「鶴塚」1・2号墳の検出は、この間を埋める資料である。1982年度に京都大学教養部構内で検出された方墳5基と土壙墓1基<sup>(13)</sup>(図6のC)も、この間の空白域を埋める資料である。

ここで視野を広げ、白河から岡崎周辺の平安時代以前の遺跡分布を整理する<sup>(14)</sup>(図6)。岡崎グラウンドの調査成果との関連では、まず勸業館敷地内の調査成果が注目される。ここでは弥生時代末～古墳時代初頭の方形周溝墓10基と古墳時代後期の竪穴住居跡2棟を検出している。方形周溝墓は、弥生時代中期のものを1982・83年度の調査(図6の42)で検出しているが、勸業館敷地内のはグラウンド調査で検出した自然流路110と併行する時期のものであり、流路と墓域が近接することを示す資料である。同時に検出した竪穴

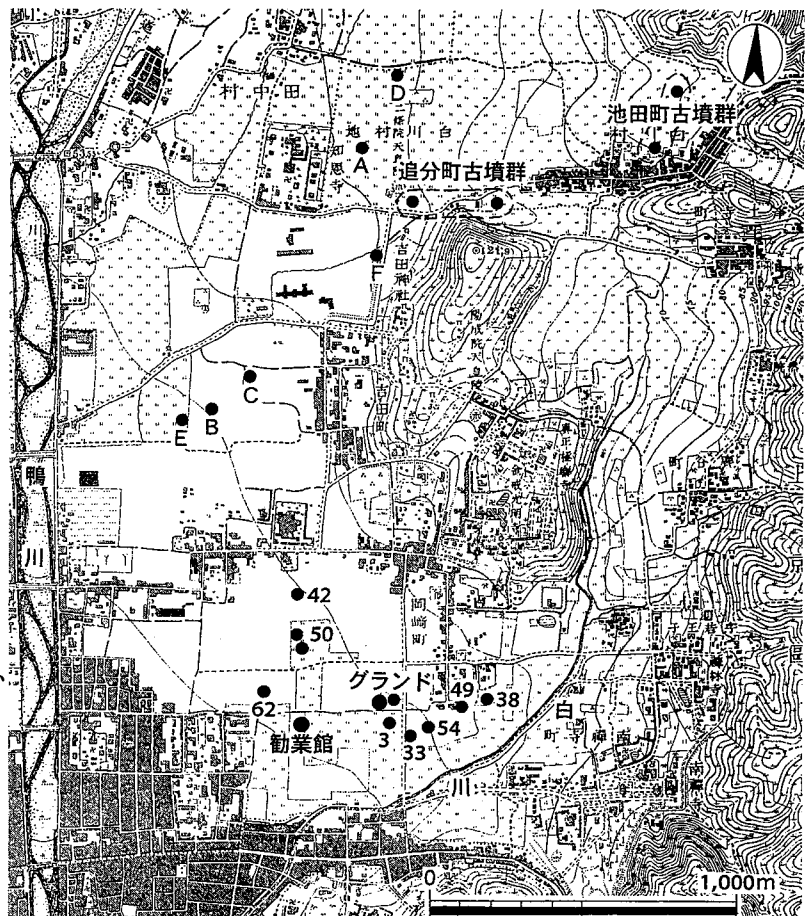


図6 白河・岡崎の遺跡分布(数次は上村論文(註14)の調査次数、A～Fは京都大学埋蔵文化財研究センター調査)

- A = 理学部構内 B E 29区、 B = 医学部構内 A N 19区、
- C = 教養部構内 A P 22区、 D = 北部構内 B J 31区、
- E = 医学部構内 A M 17区、 F = 本部構内 A X 30区

住居跡は、「鶴塚」古墳に併行する時期のものである。同時期の住居跡は、グランド調査地の東側（図6の38）でも掘立柱建物を1棟検出しており、調査地の東西で住居域が形成されていたことが明らかとなった。同時代の遺跡である中臣遺跡や鳥羽遺跡<sup>(16)</sup>では、集落に接して古墳が築かれることが判明しており、この岡崎遺跡も同様の構成であったと考えてよい。

また岡崎遺跡では、古墳時代の遺物を含む自然流路を検出することが多い。註14によってそれらを整理すると、3次・33次・50次・54次・49次・62次の各調査で流路を検出している。これらは弥生時代末から古墳時代初頭、一部古墳時代中期にわたっており、土器・木製品が良好な形で出土する。近辺に集落遺跡が存在したことは確実である。またこれら流路は、北東から南西方向に複数流れていたことが想定でき、勸業館・岡崎グランドを中心にみると、その西側では50次・62次で検出した流路があり、さらに東側では動物園内を南西方向に流れる流路が復原できる。38次で検出した掘立柱建物は、その東に位置することになる。

京都大学教養部構内で検出した方墳群と「鶴塚」1・2号墳は、吉田山から黒谷の小丘陵の西側に築かれている。現白川の流路は、この小丘陵の東側を慈照寺から鹿ヶ谷を南流する。現在この谷平野は、人家や寺院が密集する地域となっているが、弥生から古墳時代の遺跡は知られておらず、この時代はまだ開発が及ばなかったものと考えられる。慈照寺から鹿ヶ谷にかけての急峻な丘陵部に古墳が知られていないのもこの考えを支持するもので、弥生・古墳時代の開発は小丘陵の西側に限定されていたとみてよい。この場合、集落遺跡は白河と岡崎に2箇所以上あり、前者は京都大学教養部構内で検出された方墳群を、後者は勸業館で検出した方形周溝墓や「鶴塚」1・2号墳を築く母体となったとみられる。そして、遺跡の規模や内容からは後者の方が優位であったと考えてよい。

### 3. 岡崎御幸の道筋

現在の遺跡地図に登録された「白河街区跡」は、六勝寺跡や白河御所跡を包括した広域の遺跡群であるが、各々の位置を推定する際に基礎資料となったのは、天皇や上皇の岡崎御幸に随行した貴族の記した日記である。それらを用いた研究は、すでに福山敏男氏<sup>(17)</sup>や杉山信三氏<sup>(18)</sup>によってなされている。ここでは、「鶴塚」下層で古墳を検出したことが従来の史料解釈にどう影響するのかを以下で検討する。

#### ①『明月記』にみる行程の復原

岡崎御幸に随行した貴族では、藤原定家の『明月記』が最も詳細に行程を記している。管見によると、その箇所は4箇所ある<sup>(19)</sup>。

史料1 『明月記』建仁2年(1202)1月12日<sup>(20)</sup> 「即参法勝寺給、御幸、東富小路南、三条東、延勝寺朱雀北、南大路東如例、法勝寺西大路 押小路東、北、入自西大門、列立如恒」

三条大路から法勝寺に入る道筋を記したものである。富小路を南行し、鴨川をわたる。三条大路末を東行し延勝寺朱雀を北行、押小路を東行する。押小路の東に法勝寺があること、その西大門が二条大路末に開いていたことがわかる史料である。二条大路末を通行しなかったことを示す



消極的な史料でもある。

史料2 『明月記』建暦2年(1212)1月9日条<sup>(21)</sup> 「大炊御門東、洞院南、二条東、自河原入押小路、自得長寿院東、經尊勝最勝寺北、入御法勝寺西大門、毎事如例」

大炊御門を東行し、洞院を南行、二条から岡崎に入る。押小路を東行し、得長寿院の東を尊勝寺北大路まで北上しこれを東行、最勝寺の北・東から法勝西大門に入る。この行程は遠回りで、きわめて不自然である。しかし定家を「毎事如例」と記す。

史料3 『明月記』建暦2年(1212)10月4日条<sup>(22)</sup> 「三条東行、延勝寺南門大路北行、件南門前東折、自成勝寺西出二条、尊勝寺南大門前東行、同寺東大路北行、自最勝寺北經法勝寺北、自五大堂東辻北折、經卿二品堂北、入龍華口殿西門、」

三条大路末から延勝寺南門大路を北行し、その南門を東に折れ、尊勝寺南門を東行、東大路を北行、最勝寺の北大路から法勝寺の北に至る。二条大路末は尊勝寺南門まで経ているが、最勝寺の手前で北へ向かう。この史料も法勝寺直前の二条大路末を利用しなかったことを示す史料である。

ところが、この日の行程には少し問題があったようで、そのことを定家は「後聞、御輿近将等背公卿路、法勝寺北東行、經二品堂東大路、彼是是非未知、尤不散不審、猶案之近将等之違失歟、抑此輦路至于尊勝寺南門前東折之際、猶以可憚歟、定有例歟、未知可否」と記している。つまり、法勝寺の北を東行し二品堂の東大路を経たのは近将たちの過失であって、これは尊勝寺の南門を東に折れるのが憚るのに似ている、とするのである。ここで、二条大路末を東行することは憚られる、

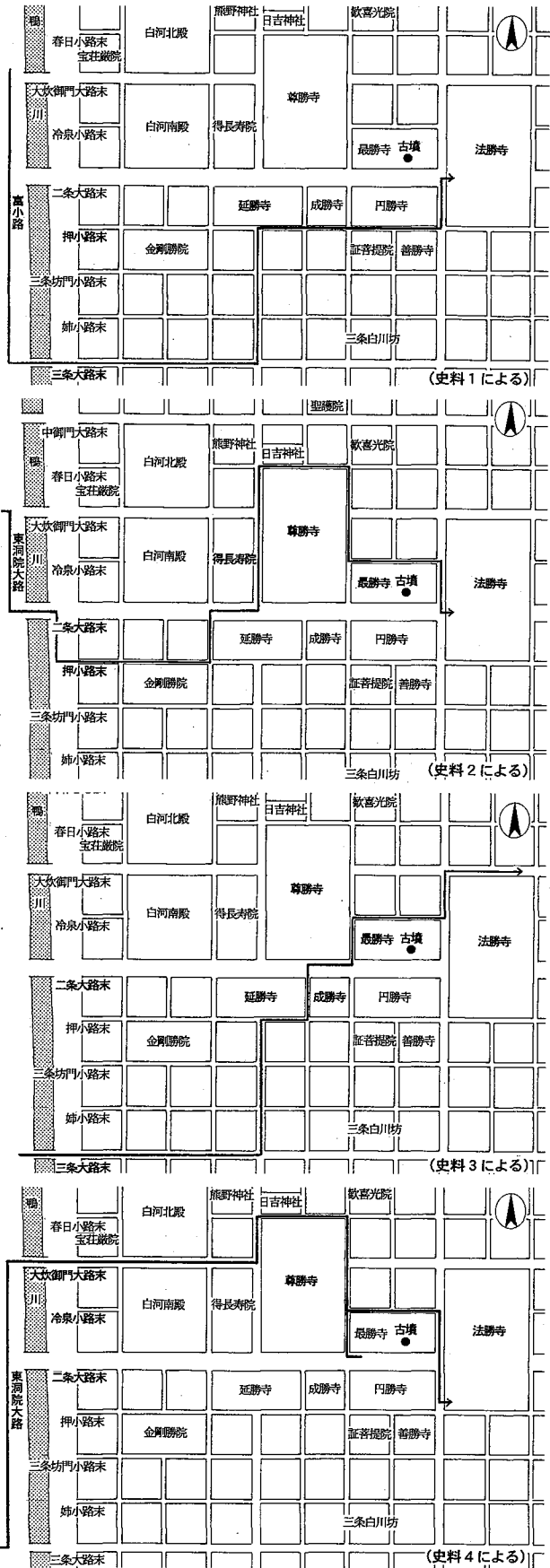


図7 岡崎御幸の行程図1 (白河条坊は『六勝寺と白河御所』(財)京都市埋蔵文化財研究所 1991.11による)

と記している点にまず注意しておきたい。<sup>(23)</sup>

史料4 『明月記』建保元年(1213)4月25日条 「予前行騎馬、經三条東洞院大炊御門尊勝寺東、南行之間、殿上人等過冷泉赴二条、乍不審相隨之間、前陣二条東行、予進寄問云、此路所被仰下歟、知家云、本所承冷泉東也、今如此、不得其意、予云、二条東古來被憚路也、今所被仰又冷泉云々、然者何因被用路乎、急可被還御、即馳歸之間、聞兩納言等相問、応答此由、各競歸、尤不甘心、御車未御之間也、即冷泉東西大門大路南行、入阿弥陀堂南門、」

史料は、七条院が三条殿から法勝寺に御幸された行程を記したものである。東洞院から大炊御門大路末を東行し、尊勝寺北大路から最勝寺北大路、そして法勝寺西大門に入る。この行程は史料2に示された通りでもある。ところが、この日の御幸は少し事情が異なった。先陣が尊勝寺東大路を南行し、二条大路末を東行し始めたのである。不審ながら従っていた定家はあわてて先陣を引き戻し、冷泉を東行させた。その理由を定家は「二条の東は古来より憚られる路なり」としている。この箇所は史料3で指摘したことと一致するもので、ともに二条大路末の状況を知る興味深い史料である。

②他の日記にみる行程史料

史料5 『中右記』康和4年(1102)7月20日条 「經大炊御門、東洞院、二条大路并御願寺(尊勝寺)西北東大路、從法勝寺西大門、於北門下神祇官進御麻、入御、」

堀川天皇が法勝寺常行堂東御所に行幸した際の道筋を記したものである。この行程も極めて不自然である。大炊御門大路、二条大路末を東行し、尊勝寺に差し掛かったところで、その西大路、北大路、東大路を迂回し法勝寺西大門に入る。相当の遠回りをしているが、『明月記』の史料2も同様の迂回路をとっており、この行程が一般的であったことがわかる。

史料6 『山槐記』応保元年(1161)7月7日条 「大炊御門東行、尊勝寺東大路南行、最勝寺北大路東行、法勝寺西大路南行、入御阿弥陀堂西南築垣下」

大炊御門大路を東行し、尊勝寺北大路・東大路を経て、最勝寺北大路から法勝寺の阿弥陀堂に至る行程で、史料4に共通する。

史料7 『門葉記』山務一 宝治元年(1247)7月16日条 「自三条至今朱雀、自今朱雀至仏所小路、自仏所小路至二条、」

史料8 『勤仲記』弘安2年(1279)1

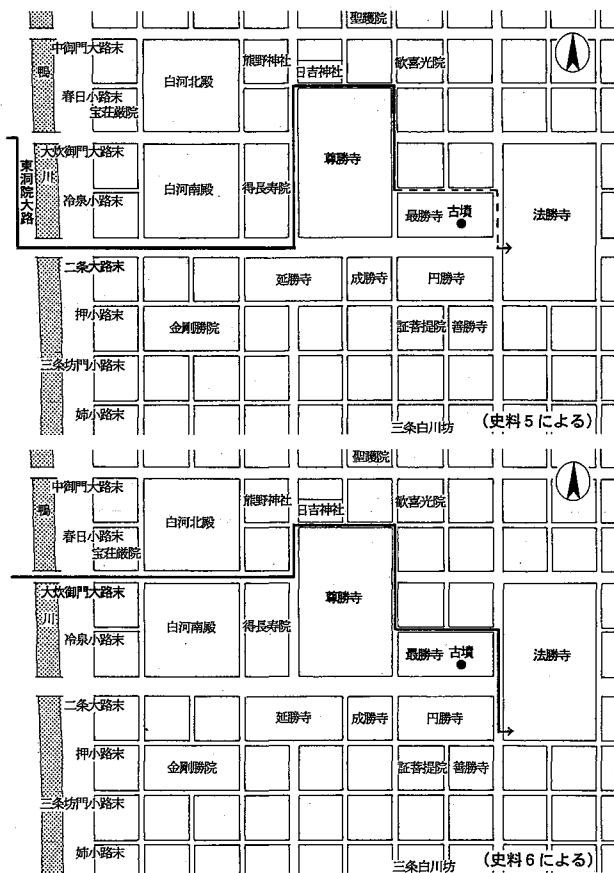


図8 岡崎御幸の行程図2

月9日条<sup>(28)</sup> 「大炊御門東行、至河原、於法勝寺、自二条末西門入御、」

### ③御幸史料の整理

岡崎御幸の史料は、いずれも平安京から鴨川を越えて岡崎法勝寺に入る道筋を記したものである。法勝寺西大門は二条大路末に開かれており、二条大路末を東行するのが最短であったことはいうのでもない。しかし、実際の行程はその通りには進んでいない。

再度整理すると、史料1では南西方向から法勝寺に入るが、二条大路末は用いず、その南を東行し法勝寺西大門に入る。しかし、「如例」とあるから、この道筋が恒例であったことがわかる。史料2は押小路から北上し、尊勝寺・最勝寺を迂回する極めて不自然な行程である。しかし、ここでも当の定家は「每事如例」とする。史料4も大炊御門大路を東行し、尊勝寺・最勝寺の北から法勝寺に入る。この行程は史料6と共通する。またここでは、二条大路末を東行し始めた一行を冷泉小路末に引き戻した顛末が記される。その二条大路末は、史料3によると尊勝寺南門まで利用されている。しかし、ここでもそのまま東行せず、同寺の東大路を北上している。

以上から、二条大路末は尊勝寺前までは利用されながら、最勝寺から法勝寺間は利用されなかったことがわかる。おそらくこの間に何らかの不都合があり、それを避けたため不自然な迂回路が生じたと考えられる。それを定家は史料3・4で「二条東古来被憚路也」と記している。最勝寺―法勝寺間に憚るべき何かが存在したのである。一体何が憚られたのであろうか。定家はその答えを記していない。しかし、最勝寺―法勝寺間でその原因となるものを求めれば、今回の調査で検出した古墳以外にありえない。定家が「憚る」としたものの正体は古墳であり、その前を通過することが忌み嫌われて行程を迂回させることになったとみて大過なからう。

調査で検出した古墳は、二条大路末の北築地と重複する位置にありながら、築地遺構は及んでいなかった。側溝も古墳周溝内で途切れており、築地が造られた後も古墳は存在したと判断される。したがって、定家が随行した頃、古墳は存在しており、度々の御幸はこの前を迂回する必要があった。それが史料にみえる不自然な行程となって表われたのであろう。しかし、貴族達はあえて問題とせず、「每事如例」と片付けていた。定家はその不自然さを気にしているが、理由を求めた形跡はない。いずれにせよ、二条大路末は白河条坊の根幹をなす大路であるが、古墳が傍らに存在したことで通行に支障をきたしていたものとみられる。その塚に鶴の伝承が付随するのは後世のこととしても、以上は白河街区の機能を考える上で看過できない事項である。

## 4. 鶴塚の伝承

### ①鶴の説話記事

鶴の説話は『平家物語』巻第四に「鶴＝(鶴)」として、源三位入道頼政の武勇を紹介する段で登場する。概述すると、仁平の頃(1151～1153)、近衛天皇の御時に、東三条の森の方より黒雲一むら立ち来つて、御殿の上に覆へば、必ず主上が怯え給ふことがあった。またこれより先、寛治の頃(1087～1093)、堀河天皇の御在位にも主上が怯え給うことがあり、陸奥守源義家を召して鳴弦させ追い払ったという。先例にならい今回もと頼政が召された。御惱の刻限に及んで、

東三条の森の方より、黒雲一むら立ち来つて、御殿の上にたなびき妖怪が出現したので、頼政は弓を放ちて射落とした。家来の猪早太が退治すると、頭は猿、軀は狸、尾は蛇、手足は虎、そして泣き声は鶴に似た化物であったというものである。

次いで、応保の頃（1161～1162）、二条院の御在位の御時にも鶴という化鳥が内裏で鳴いたため頼政が召され、闇夜であったにもかかわらず声のする内裏の上に鎬矢を射、鶴が驚くところを小鎬で射落としたという記載がある。

『平家物語』では、表面上は平氏に追従しながらひそかに打倒の機会をねらう頼政自身の性格をも、化鳥である鶴に例えて物語を進行させている。頼政はその後、以仁王を奉じて挙兵し、諸国の源氏蜂起へと物語が展開する。「鶴」説話の項は、頼政の立場を引き立たせる構成上重要な箇所でもある。

鶴は『平家物語』に限らず、たびたび出現したという。『水木しげるの妖怪事典』（東京堂出版1981年）P206には、藤沢衛彦の『妖怪出現年表』を引用して、延喜5年（905）、永久3年（1115）、天養元年（1144）、仁平3年（1153）、建暦2年（1212）、寛喜3年（1231）、延応2年（1240）、元弘3年（1333）、応永23年（1416）、安永3年（1774）に出現の記載を示す。仁平3年の出現記事が頼政の鶴退治とされるものであるが、『平家物語』にある前後2箇所の出現は欠落している。いずれも平安末期から鎌倉時代、南北朝の動乱期に集中しており、不安定な世情を象徴するものとして潤色して物語に取り上げられたものといえる。

この他、鶴に類する化鳥説話として、建武新政時に出現した「以津真天<sup>いづまて</sup>」がある。これは『太平記』巻十二に「広有射怪鳥事」として載せられたもので、建武元年（1334）に以津真天という化鳥が内裏の紫宸殿に現れ、源義家、源頼政の古例にならい隠岐次郎広有が召された。射落としたところ、その姿は、頭を人、身は蛇、嘴は鋸のようで両足のけづめは剣のように鋭く、羽を伸ばすと1丈6尺あったという説話である<sup>(29)</sup>。

## ②江戸時代地誌にみる鶴の伝承

化鳥「鶴」の伝承をもつこの塚は、江戸時代はどのような扱いであったのか。地誌類を少し整理しておく<sup>(30)</sup>と、まず江戸時代の地誌に「鶴塚」は見出せなかった。ただし大正4年（1915）に編纂された『京都坊目誌』（上京第廿七学区（岡崎町）の部）には、「鶴塚 字西正地姫塚の西北にあり。私設博物館の構内にあり。・・廿四坪九合の地にして方形也。元と錦光山宗兵衛所有の田畠の中に在。前者（姫塚、かっこ内筆者）と共に陵墓伝説地として保存せらる。明治初年まで此南に東三条ノ杜と呼ぶ森林あり。前に出つ。土俗怪鳥夜来り啼くと。此等を附会して鶴塚と呼び。此荒陵を鶴塚と称す。或は源頼政が退治せし怪鳥を埋めしと。・・共に一笑に附し去る可きのみ。此塚は姫塚と同じく古墳歟。また古寺院の遺存物なるべし。」とあり、頼政の退治した鶴の埋葬地とみるより古墳や寺院の遺構と解釈すべきことを記している。

この『京都坊目誌』には、鶴塚に関連した「東三条ノ杜」が明治まで存在したことが記されるが、その「東三条ノ杜」は江戸時代の地誌に「鶴杜」あるいは「鶴の森」として散見できる。年代順に列挙すると、『菟芸泥赴』第四下（貞享元年（1684）刊行）では「東三条森」、『京羽二重

織留』卷之三（元禄2年（1689）刊行）では「鶴杜」、『名所都鳥』卷第四（元禄3年（1690）刊行）では「鶴の杜」、『山州名跡志』卷之四（正徳元年（1711）刊行）では「東三条杜」、『山州名跡巡行志』第二（宝暦4年（1754）刊行）では「東三条ノ森」、『拾遺都名所図会』卷二（天明7年（1787）刊行）では「鶴森」となり、各々名称が若干異なる。

最も古い『菟芸泥赴』をみると、「・一近衛院の御宇鶴といひし化鳥此森より出て押小路を西へとびて内裏にまいれりとて此森を鶴のもりともいへり彼頼政卿射おとして伊井矢田刺たりし事誰しらざらん」とある。他の地誌も、内容はほぼ同じであるが、『名所都鳥』では、「東三条鳥居小路の西にあり。いにしへ近衛院の御時怪鳥毎夜此森より出て。押小路を通りて。禁闕の上に翔る。それより主上御惱なりしかば。源三位頼政これを射とめける。今の押小路鳥丸より西の道をふさぎて。通さず。其時の禁闕は。押小路の西にあり。さるによつて鶴の道をふさぐこゝろなり。此怪鳥の鳴声鶴に似たりとて。すなわち鶴と呼べり。今あやまつて此森を。楡の木と云。」として具体的な事項まで記している。また『拾遺都名所図会』を掲載した『日本名所風俗図会』<sup>(8)</sup>では解説において、「鶴森 今なし。現在の岡崎円勝寺町、市立美術館の東南隅に当たる。疎水運河の開通により破毀されたものであろう。」として、候補地を美術館東南に求めている。

鶴に関係するものとして、別に「鶴石」がある。これは「鶴のこしかけ石」とも呼ばれるもので、『京雀』卷三（寛文5年（1665）刊行）、『扶桑京華志』卷之三（寛文5年（1665）刊行）、『出来斎京土産』卷之一（延宝5年（1677）刊行）、『京雀跡追』地（延宝6年（1678）刊行）、『京羽二重』卷一（貞享2年（1685）刊行）と『名所都鳥』卷第四に掲載される。

『京雀』では、「・昔近衛院の御宇に東三条の林東より鶴といふ怪鳥くろ雲にのりて禁中に来りわがはひをなし此町閑院殿の築山の太石のうへにやすみたりその鶴の通ふ道なればとて押小路通はからす丸をかざりに西のかたはふさがれし・・・鶴のこしかけ石と名づけて今もこの町民家の壺にあり東三条の林頭といへるは今鴨川よりひがし岡崎邑の南のかた悲田院のあたりにあり」としており、先述した「東三条森」に近い内容となっている。このように、内裏からみて東方にあった怪しげな森が鶴の棲む森として伝承されていたのであるが、先に記した「東三条森」が貞享元年（1684）刊行の『菟芸泥赴』まで記載がないことからいうと、地誌の前半は「鶴石」が紹介され、しばらくして「東三条森」・「鶴森」が紹介され始めたものとみてよい。その理由として、成立時期の古い地誌は洛中の名所・旧跡を中心に紹介するため、まず閑院内裏に附属す

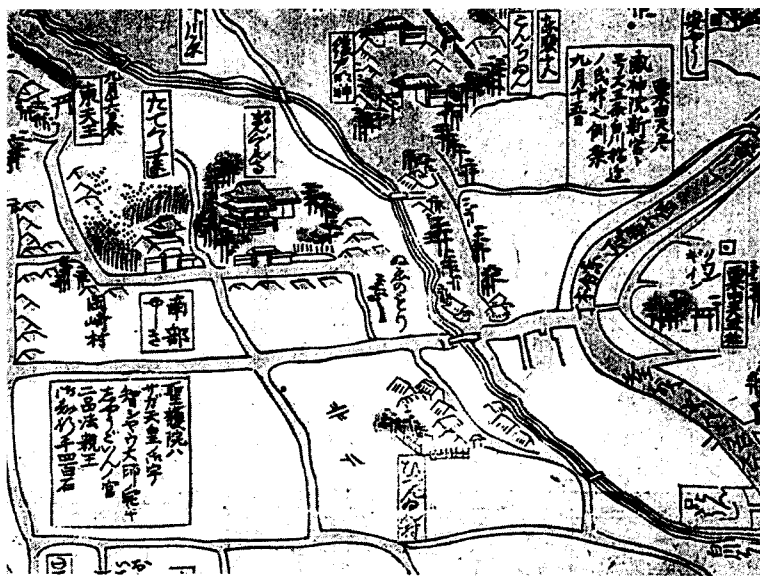


図9 江戸時代の絵画にある「ねえのもり」（『増補再板京大絵図』乾）

る鶴石が取り上げられ、後に対象地域が拡大した結果、岡崎周辺の東三条森が紹介されるに至ったのであろう。

### ③絵図にみる鶴森

鶴塚の墳丘が描かれた江戸時代の絵図を検索したが<sup>(32)</sup>、該当するものが見いだせなかった。一方、「鶴森」「東三条森」を描いたものは3例ある。

1つは『元禄十四年実測大絵図』（後補書題）で元禄14年（1701）の刊行である。三条広道から白川を上った東側に樹木3本が描かれ、「大將軍森」の書き込みがある。鶴森を大將軍森と呼んだことは、先述した『京都坊目誌』の「東三条杜ノ址」に、「字円照地の内。広道通の西側より半は道路運河に跨がる地に当る。之を大將軍ノ森と呼び。中に小祠あり。大將軍を祭る。素盞鳴命 伝て法勝寺の鎮守とす。明治維新の際森を伐り神社を廃す。東三条ノ杜台記に出つ」とあることからわかる。

2つは『増補再板京大絵図』乾（図9）であり、寛保元年（1741）の刊行である。先の図と同じ位置、悲田院の東に樹木が1本描かれ、「ぬえのもり」と注記する。

3つは『天明六年京都洛中洛外絵図』で天明6年（1786）の刊行である。これも同じ位置に小マウンドがあり、上には「東天王 □□□□」と2行の注記がある。註32では□は判読できない。この杜が「東天王・」と呼ばれていたことがわかる資料である。

以上、管見に触れた絵図を紹介した。これら以外に描かれるものがないのは、鶴森がそれほど著名な史跡ではなかったためと思われる。

### ④鶴塚と西天王塚

鶴塚と関連するものとして興味深いのは、現在の平安神宮境内に「西天王塚」と称する塚状のものが現存することである。これは平安神宮の蒼龍楼の裏側にあつて、方形の小区画をもつ。その姿は移築される以前の鶴塚を彷彿させるものがある。

竹村俊則氏の『昭和京都名所図会』<sup>(33)</sup>2には、「平安神宮蒼龍楼の東北背後にある。方墳で、墳上に松樹を植える。この地はもと鳥羽天皇中宮美福門院御願の歡喜光院の旧地といわれ、この塚は寺の鎮守杜として素盞鳴尊を祀った西天王社（須賀神社）の址ともいわれる。岡崎界限に残る古墳の一つで、現在陵墓参考地となっている。」と紹介されている。大正から昭和初めに製作された3,000分の1地図に一辺5m程の方形区画として墳丘が描かれ、東に「御陵伝説地」の注記がある。同地図には岡崎グラウンドの鶴塚

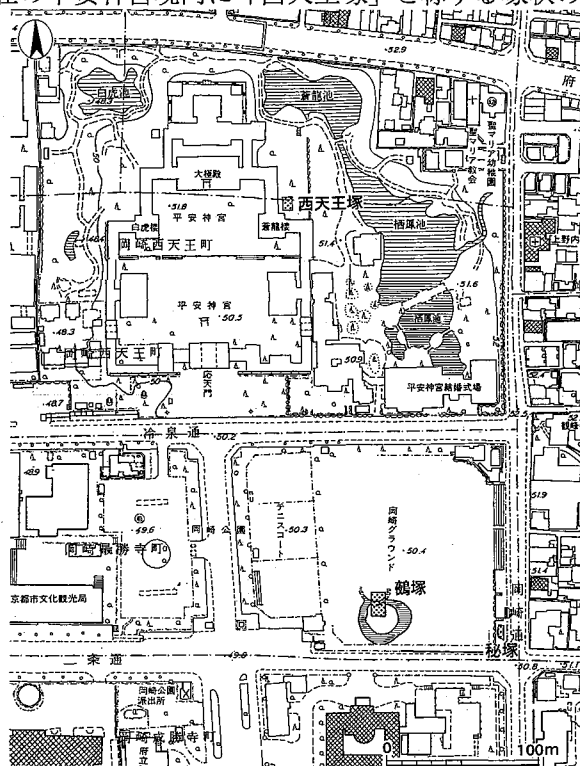


図10 西天王塚と鶴塚の位置

も描かれており、ここにも「御陵伝説地」の書込みがある。鶴塚が古墳と重複していたことからすると、西天王塚も規模は小さいものの古墳の残骸を利用した可能性がある。今後注意すべき遺構として、ここに紹介するものである。

#### ④鶴塚から御陵参考地へ

鶴塚は明治27年1月になって後高倉太上天皇<sup>(34)</sup>の御陵参考地に治定されることになる。後高倉太上天皇は、高倉の第二皇子、出家し持明院となったが後堀河の父にあたることから、後堀河の即位後に太上天皇の尊号を給う。その墳墓は、『百練抄』に「貞応2年5月14日太上天皇崩ず。北白川に葬る」とあるから、北白川のいづこかに埋葬されたのであろう。

ただし、鶴塚がどのような経緯で後高倉太上天皇の御陵参考地となったかは、資料を持ちあわせていない<sup>(35)</sup>。北白川の地名からすると、当該地はやや南に片寄り過ぎている感がある。おそらく適当な高まりを候補とし、治定に至ったのであろう。グランド東南角にあった秘塚も、この時に尊称皇后の陵墓参考地に比定されている。

ところで、京都郊外に所在する天皇陵は明治に入って治定されたものが以外と多い。平安時代以降の陵墓であるから、史料も豊富で所在地も確定していたとみられがちであるが、実際には明治22年代になって決定をみたものが多い<sup>(36)</sup>。これは、明治22年という年が大日本帝国憲法の制定とともに、皇室制度の基本を定めた「皇室典範」の発布された年にあたるため、駆け込み的に治定作業が進められたためといえる。天皇陵でさえこのような状態であったから、皇子・皇女・皇孫らの墳墓はさらに確定に手間どったはずである。後高倉と利子内親王の陵墓が明治27年1月に治定をみたのも、このような経緯を表しているのであろう。

それにしても、禁中に飛来して主上を怯えさせた鶴の伝承をもち、上皇の岡崎御幸に際しては行列を迂回させるほど忌み嫌われたこの塚が、後世に皇室関係の陵墓に指定されるとは歴史の皮肉としかいいようがない。治定当時、鶴の伝承が忘れ去られていたとは考えがたいので、せっぱ詰まっただけの治定であったのだろうか。

かくして、鶴塚の俗称をもったこの塚は後高倉の御陵参考地となった。明治37年に岡崎公園ができるのと、グランド内に取り込まれ、戦後、公園機能の拡充を目的に実施された発掘調査で墳丘は削平された。今回、地下駐車場が建設されるに及んで地下の遺構も完全に削平され、鶴塚はここに消失した。また1つ京都の古墳が消滅したのである。

## 5. おわりに

1991・92年に岡崎グランドで実施した発掘調査で古墳の形跡を検出したことから始めて、その古墳が1955年まで同グランドに存在した鶴塚と重複すること、古墳周溝から出土した遺物に寺号を示す墨書土器があることを記した。墨書土器は報告もれの遺物であり、この場をかりて追報告した。次章では、岡崎御幸の文献史料を検討し、二条大路末が憚りのある道であり、その要因に古墳の存在があることを述べた。3章では、江戸時代の地誌・地図から鶴の伝承を検討し、最後に明治期の天皇陵治定の問題点などにも言及した。

京都は歴史的都市である。著名な出来事に由来する遺跡が散在している。岡崎地域もその1つで、ここは院政の舞台となった所である。しかし、目的意識をもって調査にあたらないと重要な遺構・遺物を見逃す危険性が高い。研鑽を積むことで、今後ともその責務を果たしたい。

本稿を成すにあたっては、ともに調査を担当した平方幸雄・内田好昭・能芝 勉の各位にご教示をうけた。鶴塚と後高倉上皇の陵墓に関しては、熊内茂雄氏より資料をいただき、墨書土器の判読においては、井上満郎、西山良平、橋本義則氏よりご教示を給った。また、永らく当研究所所長であられた杉山信三先生には、現場段階から現在まで丁寧なご指導を給った。不十分ながら本稿が成ったのも、先生の指導によるものである。今後とも若輩な我々を叱正いただくことを念じるとともに、以上を明記して感謝の意を表するものである。

#### 註

- (1) 末永雅雄 「陵墓参考地鶴塚・秘塚の調査」『書陵部紀要』第6号 1956年
- (2) (1)のP41に「近時土地の発展に伴い、この附近は岡崎公園に編入せられ両塚は運動場の中に位置し管理上にも種々の支障を来し、京都市は施設の拡張整備のため出来れば移転方を要請して来た。当庁においては両塚の現状に鑑みて、改めて慎重に考証の結果、之を移転する事に決定し、その発掘調査を末永博士に依頼したのである。なお因に両塚は京都市伏見区深草本寺山町月輪南陵下に移転した。」とある。
- (3) 移築後の後高倉上皇の陵墓に関しては、熊内茂雄氏よりご教示いただいた。それによると、元岡崎の鶴塚は、月輪南陵（第75代崇徳天皇の皇后聖子、伏見区深草本寺山町、仲恭帝陵のすぐそば）の敷地内に移して現存すること、月輪南陵は正式の陵墓として宮内庁の所管となっているが、鶴塚は「陵墓参考地」になっていないとのことである。
- (4) 内田好昭・丸川義広・平方幸雄「尊勝寺跡・岡崎遺跡」『平成3年度京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1995年  
また、丸川は調査成果と鶴塚の関係を以下で記した。
  - ①「岡崎グラウンドの「鶴塚」」『リーフレット京都』NO.55 財団法人京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館 1993年
  - ②「岡崎鶴塚は古墳時代の円墳 - 岡崎グラウンドの発掘調査から -」『第69回京都市考古資料館文化財講座資料』京都市考古資料館 1994年
- (5) 内田好昭「岡崎遺跡から出土した木製弦楽器について」『杉山信三先生米寿記念論集 平安京歴史研究』杉山信三先生米寿記念論集刊行会 1993年
- (6) 二条大路末北築地と考えた地業111の遺構は、その西延長部において復原され、説明板とともに明示されている。ちなみに、調査当時においては記者発表と現地説明会は開催できなかった。これは工事の進捗状況を鑑みた原因者側からの要請を配慮した結果であるが、これほどの遺構の検出をみながら市民に公開しなかった経緯は、当然問題として残る。
- (7) 『岩倉幡枝2号墳 - 木棺直葬墳の調査 -』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第12冊 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1993年 「第4章 1. 墳丘の構築方法」において、横穴式石室をもつ古墳と木棺直葬墳の墳丘構築方法の差異を指摘した。



- (8) 山城地方において、横穴式石室を有しTK10型式の須恵器が出土する古墳としては、京都市右京区天塚古墳や向日市物集女車塚古墳、長岡京市稲荷塚古墳などが知られる。一方、同稲荷塚古墳の前方部主体部や長法寺七ツ塚古墳群などは同時期の木棺直葬墳であり、この時期が山城地方における横穴式石室の導入期であったといえる。
- (9) 紡錘車には鋸歯文が施されるのが通常である。本品は、最初に三角形の枠線を刻んでおいて、後に斜線を交互に線刻するが、7世紀前半の資料である中臣遺跡7次調査出土品は、枠線そのものがなく一気に斜線を交互に刻んでいる。その前後関係は、本品と同じく山形とみた場合の右上りが先、左上りが後である。中臣遺跡出土の紡錘車については、菅田 薫「中臣遺跡」『京都市埋蔵文化財研究所概報集』1977-1 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1977年 を参照。
- (10) 『古代の土器2・都城の土器集成Ⅱ』古代の土器研究会編 1993年
- (11) 井上・西山・橋本各氏のご教示による。
- (12) 杉山信三『よみがえった平安京ー埋蔵文化財の資料を加えてー』人文書房 1993年 P198
- (13) 五十川伸矢・飛野博文「京都大学教養部構内AP22区の発掘調査」『京都大学構内遺跡調査研究年報』昭和57年度 京都大学埋蔵文化財研究センター 1984年
- (14) 調査・研究史が上村和直氏によって整理されている。上村和直「白河に関する基礎的検討ー調査と研究の動向ー」『杉山信三先生米寿記念論集 平安京歴史研究』杉山信三先生米寿記念論集刊行会 1993年
- (15) 網仲也・会下和宏・桜井みどり「成勝寺跡」『平成4年度京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1995年
- (16) 山本雅和「古墳時代後期の鳥羽遺跡」『杉山信三先生米寿記念論集 平安京歴史研究』杉山信三先生米寿記念論集刊行会 1993年
- (17) 福山敏男「六勝寺の位置」『日本建築史研究』墨水書房 1968年
- (18) 杉山信三「白河御堂」『院家建築の研究』吉川弘文館 1981年
- (19) 『大日本史料』第四編 東京大学出版会 1908年
- (20) 『京都市の地名』日本歴史地名大系 第27巻 平凡社 1979年 P168「延勝寺」、およびP162「法勝寺」
- (21) 『平城宮跡発掘調査報告Ⅰ』奈良国立文化財研究所学報第10冊 奈良国立文化財研究所 1961年 P51
- (22) 福山敏男 (17) P456、および (20) P167「成勝寺」
- (23) 福山敏男 (17) P456に指摘がある。
- (24) 福山敏男 (17) P456
- (25) 福山敏男 (17) P455
- (26) (20) P166「最勝寺」
- (27) (20) P167「延勝寺」
- (28) (20) P162「法勝寺」、および『増補史料大成』第34巻(勘仲記1) 臨川書店 1965年
- (29) 鳥山石燕『画図百鬼夜行』国書刊行会 1992年
- (30) 地誌については、『新修京都叢書』第1巻～第22巻(臨川書店刊)を引用した。
- (31) 『日本名所風俗図会』8 京都の巻Ⅱ 角川書店 1981年 P495
- (32) 『慶長、昭和京都地図集成 1611(慶長16)年～1940(昭和15)年』柏書房 1994年 を使用した。
- (33) 『昭和京都名所図会』2 洛東下 駸々堂 1981年 P175

- (34) 後高倉太上天皇 守貞親王 (1179~1223)。高倉天皇の第二皇子。法名行助。持明院宮とも称す。母は贈左大臣信隆の女殖子、平知盛によって養育され平氏が滅ぶと上西門院の養育されることとなった。文治5年(1189)11月19日親王宣下されたが、建暦2年(1212)3月26日落飾し、同6年(1216)東大寺で受戒した。承久3年(1221)北条氏が仲恭天皇を廃し親王の皇子茂仁を立てた。これが後堀河天皇であるが、親王は天皇の御生父にあたるので太上天皇と称された。
- (35) (1) のP41に「鶴塚・秘塚は夫々後高倉太上天皇陵、尊称皇后利子内親王陵の疑を以て明治27年1月に陵墓参考地に指定された。その時の書類は大正12年の関東大震災のため焼失したのでその理由は明確には判らない。然し恐らく御二方共北白河にて御火葬にした事は明徴であるのだから、土地の初伝によって指定したものと思われる。」とある。
- (36) 藤井利章『天皇と御陵を知る事典』 日本文芸社 1990年 これによると、52代嵯峨、57代陽成、58代光孝、62代村上、63代冷泉、64代円融、67代三条、68代後一条、78代二条、北朝2代光明などの御陵が明治10年代から22年までに治定されている。